

みんなでつくる“氷見市“の基本ルール
の策定過程や内容を紹介します
ひみ基本ルールだより

みき 幹 No. 1

発行：氷見市自治基本条例検討委員会
委員長 屋敷夕貴
発行日：平成 28 年 8 月 1 日
連絡先：氷見市秘書市民とともに創る未来政策課
氷見市鞍川 1060 番地
電話 74-8013 F A X 74-8255

みなさんのご意見をお寄せください。

自治基本条例検討委員会が提言書を提出



屋敷委員長

まちづくりのルールとなる自治の基本理念や市政運営の基本原則の方向性を示す自治基本条例の策定に向けて、条例に必要と考える内容を取りまとめた提言書を、6月14日市長にお渡ししました。



▲本川市長に提言書を手渡し屋敷委員長

自治基本条例検討委員会とは？

公募市民、自治会代表者、NPOの各種団体の長や関係者、学識経験者などさまざまな取組みをしている市民有志ら17名で構成された委員会です。



▲検討委員会の様子



日頃、感じている問題意識から条例に盛り込むべき事項などについて「未来の子どもたちのために」これまでに20回を超える協議を行ってきました。



富樫副委員長

自治基本条例ってナニ？

そもそも自治基本条例ってナニ？ 裏面では、委員が自治基本条例に関する質問に答えます！

今後、検討委員会で話合った内容をより多くの市民の方々と共有し、意見交換を重ねながら、その取組みや条例の内容をわかりやすくお伝えしていきたいと思ひます。



この瓦版のほかに、紙芝居もつくりたいと考えています。



大引委員

委員さんに聞く自治基本条例

Q1 自治基本条例ってナニ？

A 市政を進めるための最も基本的なルールです。
市が定める条例の幹となるもので、「まちの憲法」とも言われます。



沖 委員

Q2 なぜつくるの？

A 地方分権により、自治体の位置付けが国と対等になりました。氷見市もこれまで以上に主体的な自治体運営が求められます。

社会環境の変化に対応しながら市民一人ひとりの暮らしを支え、市民自治の活動を尊重し、氷見市の未来の礎が確かなものになるように、市政において守られるべき方針や仕組みを構築しておくことが必要だからです。



嶋 委員

Q3 つくると何が変わるの？

A 市民生活が目に見える形で変化するものではありませんが、市政を進める最も基本的なルールを市民、行政、議会が認識することができ、行政運営の質を高めていきやすくなります。

また、将来にわたり主権者である市民が主役となった自治を進めていくことが改めて明確になります。



高野委員

Q4 他市町村の策定状況は？

A 県内では、魚津市と南砺市が制定しています。
全国では、300を超える市町村が制定しています。



谷原委員